

| | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 議 長 | 事務局長 | 次 長 | 係 長 | 書 記 |
| | | | | |

全員協議会要点記録
(閉会中)

| | | | | |
|-----------------|--|-------|-----------|-------|
| 会議名 | 全 員 協 議 会 | | | |
| 開会日時 | 令和 3年 7月20日 (火) | | 9時00分 | 開会 |
| | 令和 3年 7月20日 (火) | | 10時14分 | 閉会 |
| 場 所 | 第1委員会室 | | | |
| 出席者数 | 在籍者16名中、15名出席 | | | |
| 出席議員 | 宍戸 邦夫 | 石飛 慶久 | — | |
| | 南澤 克彦 | 田邊 介三 | 山本 数博 | |
| | 武岡 隆文 | 新田 和明 | 芦田 宏治 | |
| | 山根 温子 | 先川 和幸 | 児玉 史則 | |
| | 大下 正幸 | 山本 優 | 秋田 雅朝 | |
| | 金行 哲昭 | — | — | |
| | — | — | — | |
| 欠席議員 | 熊高 昌三 | | — | |
| 説明のため 出席したもの | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| | — | — | — | — |
| 出席した 事務局職員 | 事 務 局 長 | 森岡 雅昭 | 事 務 局 次 長 | 國岡 浩祐 |
| | 総 務 係 長 | 藤井 伸樹 | 総 務 係 主 査 | 日野 貴恵 |
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・その他 ・議員間討議事項について | | | |

【開会前】

○石飛副議長 開会前ですが、皆様にお知らせします。熊高議員より都合により欠席する旨の連絡がありました。

1. 開 会 【9:00】

○石飛副議長 (開会・進行)

2. 議長あいさつ

○宍戸議長 (挨拶)

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○宍戸議長 (市議会のうごきのとおり)

13日(火)定例4者会議があり、議長副議長で出席をしている。市長から全員協議会の案件について通告があった。案件について、1項目だが、「副市長選任同意に係る意見について」。提出理由として、今後の行財政運営を検討するため、副市長選任同意についての意見を伺うものとされていた。そのことについて市長から4者会議の中で話があったが、私の方からこの件については開催しないと申し上げている。その中で副市長から文書で回答をしてほしいとあり、7月15日付けで議長から市長へ「副市長選任同意に係る全員協議会での意見聴取について」と文書で回答している。この文書をこれから手元に配付する。

主に3項目にわたって、開催しない理由を回答している。1点目、予算編成と補正及び提案は市長の権限の下で行われるものである為、提案された予算案の修正以外、議会が予算の編成や補正に介入できるものではない。2点目、2人目の副市長予算については、副市長定数条例に基づき、提案可決されたものであり、2人目の同意がなされず、執行できない予算(4月~9月分)については、市長提案権により補正可能と考える。3点目、副市長に係る予算については、客観的に考えて行財政上の重要問題と捉えられない。他にもあるが、主な理由としてこの3項目をあげて回答している。

7月16日(金)毛利奉賛会主催による墓前祭が、元就公・弘元公墓前にてそれぞれ行われた。防府市長、毛利家の代表者、石丸市長、教育長、私と5人の出席者でコロナ禍の中、縮小して行われた。

次に7月17日(土)第54回中国5県軟式野球大会広島県決勝大会が甲田球場で行われており、出席をしている。コロナ禍で縮小しており、市長の代理で副市長、玉重県議会議員、私と教育長が来賓として出席している。県内8チームの大会となり、安芸高田市から三矢クラブが参加している。

○石飛副議長 何か質疑があるか。

- 南澤議員 全員協議会の副市長案件に関する意見聴取について、開催しない理由の中の3点目に、副市長に係る予算については客観的に考えて、行財政上重要な問題と捉えられないとある。私は行財政上重要だと思うが、客観的にどういった理由か。
- 宍戸議長 議員必携の中で、行財政運営で重要な問題という項目があり、例えば大災害とか、感染症の拡大とか、財政破綻などを捉えている。法的根拠に基づく、議会としての常識、そういうものを客観的と表現している。
- 南澤議員 副市長は行政上重要課題と思うが、客観的に行政上の重要問題に当たらないと認識出来なかった。もう少し詳しく説明してほしい。
- 宍戸議長 予算に関する案件を全員協議会での意見聴取となっている。予算の重要問題は様々な捉え方があるが、個人的な考えではなく、社会通念上、全体的な考え方、議員必携を引用した中での、客観的な考え方と捉えてもらえればと思う。
- 南澤議員 まさに予算の問題だと考えている。議会が否決しているので、執行部に議会の考えを伝えるべきでは。客観的に考えて、重要問題とならないのは理解できない。
- 宍戸議長 予算の修正・補正について議会が関われるのは、案件として提案された時のみ関われる。それ以外は出来ない。
- 南澤議員 もちろん修正案が出た時には審議するが、そこを出すか出さないかで、議会の考えを伺いたいというのが意見聴取の主旨だと思う。
- 宍戸議長 予算は市長に提案権がある。議案として提案される前に議会に意見を聞くのは、執行権の侵害である。執行部は不要である。議会は提案されたことに対して、審議して決める。提案されていないのに審議することは出来ない。
- 山本（数）議員 よく分からないのだが、何が財政上の問題と市長は言っているのか。副市長選任同意の案件の提案理由の中に、新年度予算は通したものの、選任同意は否決し、どうにもならない予算が出来たという発言があったが、予算の執行が宙に浮いたまま来年の3月31日まで手が付けられないので、議会と話をして予算を使えるようにしたいというのは大きな間違い。2番目に書いてある通り、予算を補正する権限は市長にあるので、使えない予算が出来たという状況にはならないと思う。執行するものがなくなったのなら、自らが補正して、他の必要な財源として使うのは市長の権限でできる。それなら話し合う必要もなく、この理由で十分だと思う。どこが財政上の重要な問題なのか。
- 宍戸議長 その通りだと思います、この回答にしている。
- 山本（数）議員 再確認だが、再議の時か、6月2日の再提案の時の理由だったか、使えない予算が出来たという理由の提案理由を述べられたと思うが、

どうにもならない予算が出来たから、全員協議会での話をしたいという提案理由なら、2 番目の回答で十分だと思う。違う理由なら考えないといけないと思うが。

○宍戸議長

4 者会議の時にも口頭で答えている。執行権の問題なので、不当介入出来ない。市長の権限の中で十分対応ができると答えたが、文書で回答してほしいと言われたので、こういう表現にした。

○南澤議員

今、山本（数）議員の話の中であったのは、2 人目の副市長の予算を削除すべきではという回答だったと思うが、予算は3月に2人分可決していて、この度は四登氏の案件が否決された。議会として現状、2人目の副市長を認めている事になっている。四登氏は否決されたが、違う方の提案はあり得るわけである。今の話だと議会では1人にすべきだという話で、議長もそうだとされた。3月の議決と矛盾していると思う。その辺りはどのように考えているのか。

○宍戸議長

そのことについても2項目で掲げている。同意されず、執行できない予算4月～9月分を9月に提案された場合、また残っている状況なので、これはまた当たらないと思う。

○山本（数）議員

私の発言が上手く南澤議員に伝わっていなかったもので、再度話をするが。財政上の問題と市長があげてきたのは、6月2日の選任同意提案理由の時だったと思うが、2人の当初予算は通して、選任同意は否決というのは筋が通らないということで、副市長の人件費が宙に浮いたままになり、どうにもならないという理由を言っていたと思う。南澤議員が予算を1人にしろと言われているのですかと言われているが、そうではなく、人事案件は否決したので議会として2人目は要らないという承認の格好だが、予算は市長の権限で自由にできるのだから、1,200万円の人件費が他に回せず、財政上の問題と言われているので、それは、市長の権限で自由に減額して、必要なところの財源に使える。権限は市長にあるので、財政上の問題に当たらない。予算を減額して1人でいいと議会が言っている訳ではないというのだけは確認しておきたい。予算の増減は市長の権限で十分できる。要らないようになったものは減額して要る方へ回せばいいというのがるので議会がとやかく言うことにはならない。そういうことを確認しておきたい。

○石飛副議長

開催しない理由の中に、2人目の副市長案件について否定することは一言も書いていない。ここに書いてある通りなので、読み解いてしっかり解釈してもらえればと思う。

○南澤議員

言われていることは理解した。ただ、賛成反対討論の中で、現在のコロナ禍で財政が厳しいことをあげて、同意する時期ではないという意見があったと思う。議会として財政的な問題で副市長案件を否定し

ているのか、人物の問題で否決をしたのか、その辺りのことを伝えないと次の手を打ちづらいのではないか。財政上の問題なら、今回見送ることもあると思うが、人物の問題なら違う人物を提案することもできる。ただ、財政上の問題なら、2人目の提案自体が無駄になる。意見聴取したいと言われているなら、議会が否決しているので我々の考え方・意見をまとめて説明する責任があると思うが、どのように考えるか。

○宍戸議長

議会で否決前に色々と討論があった。一人一人討論の内容が違う、個人を否定する討論はなかったが、財政上の問題が主だったように思う。議決された事については、市長はこれに沿ってやらなければならない。議会制民主主義が否定されては困る。市長が新たな提案をされるのなら、それをまた審議するのは議会の議員が決めること。新たな出発点があるかないかは市長の権限である。

○南澤議員

言われることは理解できる。議会は合議制と言われるが、今のところ意見がバラバラで、財政上の問題という人もいるし、他の理由の人もいるかもしれない。あるいは賛成の人もいる。次の手について、財政上の問題なのか人物の問題なのか話し合った上で、方向性を出していかないと同じことが繰り返されるような気がする。再議の場で自由討議の場が足りないという問題もあったと思う。そういったことは出来ないのか。

○宍戸議長

議決されたことは当然守ってもらわなくてはならない。だからこの件については終わりである。新たな提案については、市長の権限なので、市長の方で考えてもらえばよい。むしろ議会の方でどうこうするのは執行権の侵害である。越権行為になるので、ここに3項目書いてあるのが、法的根拠に基づく常識論である。

○石飛副議長

南澤議員に申し伝える。今、議長報告で全員協議会での意見聴取の申し入れがあり、それを開催しない理由として述べている。開催しない理由に納得がいかないという理由で質問しているのですよね。端的に分かりやすく、どの点がいけないのか伝えてもらいたい。

○南澤議員

分かりました。端的に言えば客観的に考えて、重要問題と捉えられないというところが腑に落ちない。議決は議決で決まったことであるので、その通りだと思う。市長が次の手を考えなければならない。その通りだと思う。その上で議会が否決をしている理由について聴取をしたい。これは議会がああしろこうしろということではなく、それぞれの考え方を市長が聞いて、次の手を打ってくる訳で、そのための意見聴取に協力しないということですよ。そうすると議会が市政の停滞を招いていると言われても仕方ないと思うがどう思うか。

○石飛副議長

質疑を取りまとめるが、開催しない理由の3番目、客観的に考えて、

行財政上重要な問題と捉えられないというのは、そうでなく重要な課題であると南澤議員は言っているのか。

○南澤議員

そうです。重要な課題と思っている。

○石飛副議長

繰り返し、繰り返し議長が言っているが、人それぞれ考えがある。

○南澤議員

それは客観的ではない。主観的である。人それぞれあるのはもちろんだが、それは主観の問題で、誰が見てもこれは行財政上重要な問題と言えないと客観的と言えない。

○石飛副議長

全員が認めないとか。

○南澤議員

もちろんです。客観的とはそういうことだと思う。

○宍戸議長

議員必携を引用し会議を開催している。法律や法律以外にも全国的な例などによってまとめられたものが議員必携である。それらを見て客観的という表現にした。議員必携は全国的な例をまとめているので、安芸高田市議会だけでなく他から見て、客観的という表現にしている。

○田邊議員

先ほど議長が言われた行財政上重要な問題というのは、災害やコロナのようなパンデミック若しくは、財政破綻などが重要な問題という認識でよいか。それ以外のものは重要な問題ではないという認識でよいか。

○宍戸議長

それ以外にもある可能性はある。

○南澤議員

今、それ以外にあればあると言ったが、では今回は重要な問題と当たらない客観的な理由が知りたいのだが。確かに災害や感染症ではないが、十分に重要な課題と捉えられると思うのだが、誰が見ても客観的と言える理由をお願いします。

○宍戸議長

先ほども言ったが、議員必携は全国の町村議会の例をまとめたものである。なので、その引用であれば客観的と捉えられる。

○南澤議員

これ以外のことも重要課題と考えられると言ったのは議長だと思うが、これが当たらない理由を聞いている訳です。議員必携に災害があるとももちろんわかるが、それ以外も重要問題になり得るのではないか。副市長選任同意に関する意見聴取が重要課題に捉えられない客観的な理由を聞いている。議員必携に書いてあるかも大事だが、それ以外のことも重要問題と捉えられる訳で、これが捉えられない理由を聞いている。

○石飛副議長

開催しない理由の、副市長の予算についての話を客観的に重要な課題と捉えられないと書いてある。2番目には執行出来ていない4月分からの予算、これは執行権でしっかり実行してくださいと理由を書いている。話が膨らんできている。予算の関係は、ここでは副市長に係る予算について話をしている。話を膨らませないようにして質疑をお願いします。

○南澤議員

予算のことについてはおっしゃる通り、今回そのままでは執行出来

ないと重々分かっている。ただ、副市長は行政上重要課題でないと
言えないと思う。2人分の当初予算がついていて、この先どうするべき
か市長は図りかねている。その中で否決している議会の意見を聞きたい
と。これは重要と言えない根拠を客観的にお願いしますと伝えている。

○石飛副議長

議長は2人目の副市長を9月に提案するならどうぞと先ほど言っ
ている。否定もしていない。南澤議員の質問が分かりにくいのだが、こ
の3つの点で話しを膨らませないで、この理由でいけないというので
あれば質疑をお願いします。

○南澤議員

先ほどから言っている通り、3点目の行財政上の重要問題と捉えら
れない客観的な理由だが、副市長案件をどうするのかは、行政上・・・。

○石飛副議長

係る予算についてはと書かれている。

○南澤議員

予算についてはいいです。予算についてはもうすでに結論づいてい
ると思う。

○石飛副議長

開催しない理由に、副市長案件について、客観的に考えて行財政の
重要課題と捉えられないと書いてはいない。

○先川議員

副議長、前に進めましょう。さっきから聞いていて同じことの繰り
返しである。これは今から文書を出すという話ではない。我々は議長
に一任しており、4者会議の中で議長が口頭にて回答したが、副市長
が文書で回答してくれと言われてあえて出したものである。私は正論
だと思う。南澤議員が先ほどから同じような質問をしているが、議長
も同じような回答をしている。これでは時間がどれだけあっても足り
ない。話を前に進めましょう。文書は今から出すのではなく、すで
に出しているものである。我々は議長に一任している。議長不信任です
か、南澤議員。

○石飛副議長

暫時休憩とする。

【暫時休憩 9:37~9:46】

○石飛副議長

休憩を閉じて会議を再開する。

ほかに何か質疑があるか。

(なし)

ないようなので、議長報告を終わる。

(2) 委員長等報告

○児玉副議会運営委員長

委員長欠席なので、私の方から連絡する。本日、全員協議会終了後、
議会運営委員会を開催し、臨時会の運営に関して審議する予定である。

○山根総務文教常任委員長

(なし)

○大下産業厚生常任委員長

令和3年度第1回安芸高田市高齢者福祉介護保険運営委員会へ、令
和3年7月1日に芦田副委員長に出席してもらった。また、令和3年
度第1回安芸高田市国民健康保険運営協議会は書面議決になってい

る。資料は控室に置いている。

○金行予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

ただ今、議会広報第70号を編集中である。皆さんには地域のかがやき、一般質問の資料を早急に提出して頂き、ありがとうございました。

○秋田監査委員

6月22日に恒例の例月出納検査を行った。7月6日に水道事業会計・下水道事業会計の決算審査を行った。7月7日に令和2年度の決算審査のヒアリング日程表を、監査を7月21日から8月12日まで行うものだが、これに基づき監査委員として、各部の審査対象項目を審査し決定した。明日からの監査に臨む予定である。

○大下芸北広域組合議会議員

(なし)

(その他の会議なし)

○石飛副議長

ご意見・質疑があるか。

(なし)

ないようなので、以上で委員長報告を終わる。

(3) その他

○石飛副議長

皆さんから次回取り上げられたい案件はないか。協議の議題などあれば伺いたい。

(なし)

ないようなので、次に進みます。

4. その他

○石飛副議長

その他の項に入る。何かあるか。

○新田議員

ここで聞くのが正解か分からないが、市民からの話で、今回16事業廃止、1事業凍結の特別委員会を設置し、しっかり調べてほしいという意見をもらっている。議員の方がどう考えているのかと、市長が今、訴えられているが費用に関して、公費なのか石丸伸二さん個人なのか、その辺を調べる機関はないのかという2点を、皆さんがどう考えているのか協議をして頂きたい。

○石飛副議長

ただいま新田議員より、16事業廃止、1事業凍結の特別委員会を議会で設けてはいかがでしょうかという1つの提案と、現在進行中の民事訴訟について詳細確認の意見があった。この件について皆さんから意見はあるか。

○山本(優)議員

16事業については、定例会で承認されている。これは執行権の中の事なので予算も減らすのを私たちも承認しているので、今から特別委員会を作ってというのは難しい。できないのではないかと私は思う。それからもう1点の訴訟費用だが、監査請求してから中身がどういう風になっているのかというのは調べる事はできるが、まだ始まったばかりでどういうふうになるのか分からないので様子を見たい。

○石飛副議長

ここで事務局より説明がある。

○森岡事務局長

訴訟費用の件についてだが、これは山根議員が個人でされている事である。訴訟の案件について議会として入っていくという事は不可能というかやるべき事ではないと思うので、その件について市民から意見があっても、議会として対応できないものと私は思う。追加で話をすると、市の公費が使われるのではないかという事については、裁判所の中での判断になるのではないかと思う。先に進んでそういったことになるのではないかと考えるので、今の地点では確認できないものと思う。

○石飛副議長

暫時休憩とする。

【暫時休憩 9 : 56～10 : 03】

○石飛副議長

休憩を閉じて、再開する。

先程、新田議員の提案があった16事業廃止、1事業凍結の特別委員会の設置については、予算も通しているという結果もあるので特別委員会は設置せず、議員個人の一般質問等の議会活動によって事業を調査研究して、提案していくようにするという事で異議はないか。

(異議なし)

異議がないようなのでそのようにする。

もう1点。現在進行中の民事訴訟の件については、公費を使っているかどうかの調査研究が必要ではないかということではあったが、現在進行中の案件なので調査に値せずという事で、しばらく様子を見守って調査ができる段階において確認をするということによろしいか。

(異議なし)

承認をもらったのでそのようにする。

その他の件について議長より何かあるか。

暫時休憩とする。

【暫時休憩 10 : 05～10 : 05】

○石飛副議長

休憩を閉じて、会議を再開する。

○宍戸議長

大変時間が経ち、私の方で起案するか疑問を感じたが、手元に配布した3枚物がある。

別添2 安芸高田市行政経済研究会の和田会長より、令和3年6月28日付で「市長、市議会、市民の3者による意見交換会開催のお願いについて」という文書が議長宛に提出された。それに基づいて色々私の方で協議したが、以前に全員協議会において、開催・出席について議会としては参加しないという立場で議長の方へ一任してもらいたいと私のほうで提案した。色々意見はあったが、一任を受けたという形でこれまで対応してきた。

それで別添1の令和3年7月13日付で議長の方から研究会のほうへ回答をしている。これまで通り意見交換会については議会としての出

席はできないという回答をしている。

そうするとまた7月16日付に今度は議長宛ではなく各議員宛について「3者意見交換会の取組みについてのお願い」というのがあった。このことについて私の方で配るといのはどうしようかと思っただが、研究会の方へ、私の方から正規に回答しているという事もあって、あえて皆さんに配ったということだが、これは議会としてというか個人の議員の意見を聞かせてもらいたいというお願いの文書になっている。先程言ったように私の方へ一任してもらっている。出席は議会としての出席はしないと回答している事から、議長じゃどうにもならないということで各議員の意見を聞きたいということだろうと思うが、決してこれに対応して下さいという意味でお配りしているのではないので、個々の判断で対応してもらいたいと思う。ただ、議長としては一任を受けた状況の中で議会としての出席はできないという公文書で回答しているという事を、理解してもらいたいと思う。

○石飛副議長

以上。お知らせである。

○田邊委員

意見をお聞かせ下さいということなので、何か回答を出さないといけないのか。もしくは回答する手段というのが何かあるのか。

○森岡事務局長

私と和田会長とのやり取りの中で確認したが、議員さん個々に和田会長があたられるというふうに私は聞かせてもらったので、個々に会長が、電話なり会った時に確認されるのではないかと思っている。

○宍戸議長

私の方へ一任をお願いしますと提案させてもらったのは、これまで和田会長の方から全員じゃないが個々にあたられて話を聞かれたという経緯があった。その中でこれがやりにくいという議員もいたので、責任はすべて議長がとるという形で、議長に一任したということ言ってもらえばそれでいいのではないかという思いで提案して、一任を受けたという経緯もあるので理解してもらいたい。

○石飛副議長

以上、報告でした。

他に何かあるか。

○田邊議員

意見交換会の文書にもあるが、地域懇談会を実施する計画もあるということと、以前申し送りのあったハラスメントの講習会等も今コロナ禍で開催できていないと思うが、例えば今後このようになれば開催予定や目途は、どのように考えているのか聞かせてもらいたい。

○森岡事務局長

コロナの状況については緊急事態宣言が解けて広島県独自の取組みもこの11日で終わっている。ただ、取組みが終わったから全部解放というわけではない。引き続いて県の方が取組みをしている状況もある。広島県で感染者が少なくなったという状況ではあるが、依然として0という日が極端に少ないという状況で、何人かは出ている状況もある。県の状況も見ながら、考えさせてもらいたい。

ハラスメント研修についても早いうちに対応させてもらいたいという思いも持っている。講師の方の人選等も入っていこうと思うが、やはりウェブでの研修というところが前提になってくると思う。それが対面のできる状況になれば、すぐにでもやりたいと思っている。ウェブでの研修も考えながら人選の方にこれから入らしてもらいたいというのが今の状況である。

○石飛副議長

他に何かないか。

○山本(数)議員

成人式は盆に行うのか。議長だけが出席なのか。

○森岡事務局長

成人式については、14、15の2日間で開催される。14日が前年度の成人式。15日が本年度の成人を対象ということになっているが、案内はやはりコロナの状況を考えて正副議長のみのご案内である。正副議長以外の議員の皆さんには案内は頂いていない。

○石飛副議長

その他はないか。

(なし)

ないようですので、その他の項は終わる。

7. 議員間討議事項について (案件なし)

8. 閉 会 【10:14】